

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 7 章 （略）</p> <p>第 8 章 雑則（<u>第 81 条の 2</u>－第 86 条）</p> <p>附則</p> <p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（27） （略）</p> <p><u>（28） 共通番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号をいう。</u></p> <p>（外国株券等実質株主の報告）</p> <p>第 76 条 （略）</p> <p>2 外国株券等機構加入者は、前項の通知を受けた場合には、機構が定める期日までに、<u>同項</u>に規定する権利が付与される株主を確定させる日又は発行者の所在国等の法令その他正当な理由に基づく特定の日（以下「権利確定日等の日」という。）現在の外国株券等実</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 7 章 （略）</p> <p>第 8 章 雑則（<u>第 82 条</u>－第 86 条）</p> <p>附則</p> <p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（27） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（外国株券等実質株主の報告）</p> <p>第 76 条 （略）</p> <p>2 外国株券等機構加入者は、前項の通知を受けた場合には、機構が定める期日までに、<u>前項</u>に規定する権利が付与される株主を確定させる日又は発行者の所在国等の法令その他正当な理由に基づく特定の日（以下「権利確定日等の日」という。）現在の外国株券等実</p>

新	旧
<p>質株主に関する資料又は配当金支払事務等を行うために必要な資料として機構が定めるもの（以下「外国株券等実質株主に関する資料等」という。）を機構に提出するものとし、<u>この場合において、当該外国株券等機構加入者が外国株券等実質株主から共通番号の届出を受けているときは、当該外国株券等機構加入者は当該外国株券等実質株主に関する資料等に当該共通番号を含めなければならない。ただし、機構が別に定める場合には、当該外国株券等実質株主に関する資料等に当該共通番号を含めないことができるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、外国株券等機構加入者は、第1項の通知を受けた場合に、金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又はこれに準ずる者として機構が認めるもの（以下「金融商品取引業者等」という。）を自己の顧客として有し、当該金融商品取引業者等から委託されたときは、機構が定める期日までに、当該金融商品取引業者等の顧客を権利確定日等の日現在の外国株券等実質株主として当該顧客に係る外国株券等実質株主に関する資料等を機構に提出することができるものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の金融商品取引業者等が株式等業務規程第2条第12号に規定する口座管理機関である場合において、当該金融商品取引業者等がその顧客から共通番号の届出を受けているときは、同項の外国株</u></p>	<p>質株主に関する資料又は配当金支払事務等を行うために必要な資料として機構が定めるもの（以下「外国株券等実質株主に関する資料等」という。）を機構に提出するものとする。<u>この場合において、外国株券等機構加入者は、金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又はこれに準ずる者として機構が認めるもの（以下「金融商品取引業者等」という。）を自己の顧客として有する場合であって、当該金融商品取引業者等から委託されたときは、当該金融商品取引業者等の顧客を外国株券等実質株主として当該顧客に係る外国株券等実質株主に関する資料等を提出することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

新	旧
<p><u>券等機構加入者は、当該金融商品取引業者等から当該顧客に係る共通番号の提供を受け、同項の外国株券等実質株主に関する資料等に当該共通番号を含めなければならない。ただし、機構が別に定める場合には、当該外国株券等実質株主に関する資料等に当該共通番号を含めないことができるものとする。</u></p> <p>5 機構は、<u>第2項又は第3項</u>の規定により外国株券等機構加入者から外国株券等実質株主に関する資料等の提出を受けた場合には、当該外国株券等実質株主に関する資料等のうち株式事務取扱機関に引き渡すことが必要と認める資料について、遅滞なく当該外国株券等の株式事務取扱機関へ提出する。</p> <p>6 外国株券等機構加入者は、<u>第2項又は第3項</u>に規定する外国株券等実質株主に関する資料等の提出のほか、株式事務を行うために機構が必要と認めて定める事務を行うものとする。</p> <p>7 <u>第2項本文</u>の外国株券等実質株主に関する資料等は、あらかじめ書面をもって機構に申し出ることにより、機構に提出しないことができる。</p> <p>8 機構は、外国株券等機構加入者が外国株券等振替口座簿の自己口に記載又は記録した外国株券等に係る外国株券等実質株主については、その外国株券等機構加入者（外国株券等機構加入者が外国株券等を担保の目的で譲り受け、又は譲り受けることとなるべき場合において、外国株券等機構加入者から他の者が外国株券等実質株主である旨の申出があったときは、その者）を、外国株券等機構加入</p>	<p>3 機構は、<u>前項</u>の規定により外国株券等機構加入者から外国株券等実質株主に関する資料等の提出を受けた場合には、当該外国株券等実質株主に関する資料等のうち株式事務取扱機関に引き渡すことが必要と認める資料について、遅滞なく当該外国株券等の株式事務取扱機関へ提出する。</p> <p>4 外国株券等機構加入者は、<u>第2項</u>に規定する外国株券等実質株主に関する資料等の提出のほか、株式事務を行うために機構が必要と認めて定める事務を行うものとする。</p> <p>5 <u>第2項前段</u>の外国株券等実質株主に関する資料等は、あらかじめ書面をもって機構に申し出ることにより、機構に提出しないことができる。</p> <p>6 機構は、外国株券等機構加入者が外国株券等振替口座簿の自己口に記載又は記録した外国株券等に係る外国株券等実質株主については、その外国株券等機構加入者（外国株券等機構加入者が外国株券等を担保の目的で譲り受け、又は譲り受けることとなるべき場合において、外国株券等機構加入者から他の者が外国株券等実質株主である旨の申出があったときは、その者）を、外国株券等機構加入</p>

新	旧
<p>者が外国株券等加入者の預託分として預託等をした外国株券等に係る外国株券等実質株主については第2項又は第3項の規定により外国株券等機構加入者から報告を受けた者を、外国株券等実質株主として株式事務取扱機関に通知する。</p> <p><u>(特定個人情報の安全を確保するための措置)</u></p> <p><u>第81条の3 外国株券等機構加入者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第10号に規定する特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講ずることとする。</u></p> <p><u>2 外国株券等機構加入者が機構に対して行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第25条第2号に規定する体制を整備していることの確認は、細則で定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(規則の改正)</p> <p>第85条 (略)</p> <p><u>2 機構は、外国株券等保管振替決済制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、第82条に基づき定める細則又は講ずる必要な措置を改正することができる。</u></p>	<p>者が外国株券等加入者の預託分として預託等をした外国株券等に係る外国株券等実質株主については第2項の規定により外国株券等機構加入者から報告を受けた者を、外国株券等実質株主として株式事務取扱機関に通知する。</p> <p>(新設)</p> <p>(規則の改正)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>(新設)</p>

## 2. 附 則

この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以上

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 （略）</p> <p><u>第 6 章 雑則（第 44 条）</u></p> <p>附則</p> <p>（外国株券等機構加入者の口座の開設申請の手続）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 前項の外国株券等口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）次に掲げる事項の届出に係る所定の書面</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p><u>ニ 共通番号（共通番号の指定を受けている場合に限る。）</u></p> <p>ホ （略）</p> <p>へ （略）</p> <p>ト （略）</p> <p>チ （略）</p> <p>（5） （略）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（外国株券等機構加入者の口座の開設申請の手続）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 前項の外国株券等口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）次に掲げる事項の届出に係る所定の書面</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ニ （略）</p> <p>ホ （略）</p> <p>へ （略）</p> <p>ト （略）</p> <p>（5） （略）</p>

新	旧
<p>3 (略)</p> <p>(株式事務等に係る外国株券等機構加入者の義務)</p> <p>第 39 条 外国株券等機構加入者は、所得税法第 224 条、同法第 224 条の 3 又は租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号) 第 25 条の 10 の 3 に規定する受領者等が告知され、告知書の受入れ又は本人確認書類の提示を受けた場合には、告知された又は告知書若しくは本人確認書類に記載された氏名又は名称、住所及び共通番号の確認を行うこととし、当該告知書及び本人確認書類を保管するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 雑則</p> <p>(特定個人情報の安全を確保するための措置)</p> <p>第 44 条 <u>規則第 81 条の 3 第 2 項の確認は、機構が外国株券等機構加入者に開示する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 (平成 26 年政令第 155 号) 第 25 条第 2 号に規定する体制の整備状況を確認する方法により行うものとする。</u></p> <p>別表 1</p>	<p>3 (略)</p> <p>(株式事務等に係る外国株券等機構加入者の義務)</p> <p>第 39 条 外国株券等機構加入者は、所得税法第 224 条、同法第 224 条の 3 又は租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号) 第 25 条の 10 の 3 に規定する受領者等が告知され、告知書の受入れ又は本人確認書類の提示を受けた場合には、告知された又は告知書若しくは本人確認書類に記載された氏名又は名称及び住所の確認を行うこととし、当該告知書及び本人確認書類を保管するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>別表 1</p>

新		旧																																	
1 (略)		1 (略)																																	
2 外株ファイル伝送		2 外株ファイル伝送																																	
(1) 入力		(1) 入力																																	
① 外国株券等機構加入者からの入力		① 外国株券等機構加入者からの入力																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規則又は細則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>外株実質株主報告データ</td> <td>(略)</td> <td>規則第 76 条第 2 項及び第 3 項</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	(略)				外株実質株主報告データ	(略)	規則第 76 条第 2 項及び第 3 項	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規則又は細則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>外株実質株主報告データ</td> <td>(略)</td> <td>規則第 76 条第 2 項</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	(略)				外株実質株主報告データ	(略)	規則第 76 条第 2 項	(略)									
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考																																
(略)																																			
外株実質株主報告データ	(略)	規則第 76 条第 2 項及び第 3 項	(略)																																
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考																																
(略)																																			
外株実質株主報告データ	(略)	規則第 76 条第 2 項	(略)																																
② (略)		② (略)																																	
(2) 出力		(2) 出力																																	
① (略)		① (略)																																	
② 株式事務取扱機関への出力		② 株式事務取扱機関への出力																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規則又は細則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>外株実質株主通知データ</td> <td>(略)</td> <td>規則第 76 条第 5 項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	(略)				外株実質株主通知データ	(略)	規則第 76 条第 5 項	(略)	(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規則又は細則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>外株実質株主通知データ</td> <td>(略)</td> <td>規則第 76 条第 3 項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	(略)				外株実質株主通知データ	(略)	規則第 76 条第 3 項	(略)	(略)				
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考																																
(略)																																			
外株実質株主通知データ	(略)	規則第 76 条第 5 項	(略)																																
(略)																																			
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考																																
(略)																																			
外株実質株主通知データ	(略)	規則第 76 条第 3 項	(略)																																
(略)																																			
3・4 (略)		3・4 (略)																																	
5 Target保振サイト接続		5 Target保振サイト接続																																	
(1) 入力		(1) 入力																																	

新				旧			
① 外国株券等機構加入者からの入力				① 外国株券等機構加入者からの入力			
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
外国株券等振替口座簿記録事項証明書交付請求その他	(略)	規則第 30 条第 1 項、同第 76 条第 2 項及び第 3 項、細則第 12 条	(略)	外国株券等振替口座簿記録事項証明書交付請求その他	(略)	規則第 30 条第 1 項、細則第 12 条	(略)
② (略)				② (略)			
(2) 出力				(2) 出力			
① (略)				① (略)			
② 株式事務取扱機関への出力				② 株式事務取扱機関への出力			
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
源泉税率区分情報その他	(略)	規則第 76 条第 5 項	(略)	源泉税率区分情報その他	(略)	二	(略)

## 2. 附 則

この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以上